# 周防大島町で農業を始めませんか? 令和3年度受講生募集!

周防大島担い手支援センターでは、将来周防大島 町で農業を営むこと、援農作業を希望する方を対象 として、みかん栽培や、野菜等の栽培基礎などを学 ぶ塾を開講しています。

◆対象者 次のいずれかに該当する方

- ・援農作業を希望する方
- ◆応募期限 4月16日金 ※先着順

### 周防大島みかんいきいき営農塾

- ■募集人数 38人
- ■参加費 8,000円
- ■受講期間 5月~令和4年4月

毎月1回、第1火曜日予定

- ■会 場 大島柑きつ振興センター他
- ■研修内容 みかん栽培、農薬の防除方法等



### JA生き活き帰農塾

・将来周防大島町で農業を営むことを希望する方

- ■募集人数 20人
- ■参加費 8,000円
- ■受講期間 5月~令和4年4月

毎月1回、第3水曜日予定

- ■会 場 J A山口県久賀支所他
- ■研修内容 農業初心者向けに野菜等幅広い作 物の栽培基礎等



◆申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎ 0820 (79) 1007

## 後期高齢者医療保険料の

# 年金天引き(特別徴収)4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険 料が差し引かれている年金からの天引き(特別徴 収)により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から 保険料の天引きが開始されます。

- ①本年2月に年金から天引きされた方
- ②昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被 保険者となり、年金の受給額が年18万円以上 の方(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合 計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき)
- ※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年 金」など複数の年金を受給している場合は、年

金天引きとならない場合があります。

- ◆年金から天引きとなる方でも、□座振替による 納付に変更することができます。口座振替に変 更した場合、税申告での社会保険料控除は、口 座振替により支払った人に適用されます。希望 される方は、金融機関で口座振替の手続きをし た後、健康増進課医療保険班または各総合支所・ 出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってく ださい。(納付状況により変更できない場合もあ ります)
- ■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502